

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1167号

令和8年度償却資産(固定資産税)の申告について

固定資産税は、土地や家屋以外の償却資産(事業用資産)についても課税対象となります。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを經營している方や農業を営まれている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等をいい、償却資産を所有している場合は、毎年1月1日現在本山町内にある償却資産(事業用資産)の取得価格や取得時期等の申告が必要です。(地方税法第383条の規定による)

詳しく述べば、田ホーリーページ掲載の「償却資産申告の手引」をご覧ください。(役場税務班でも配布しております。)

【申告の対象となる資産】

令和8年1月1日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを除く)をいいます。

なお、次に該当する資産も申告対象となります。
 ① 傷却資産(耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価格1円のみが計上されている資産)
 ② 建設仮勘定で経理されている資産(その一部が事業の用に供われていてる資産)

- ③ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 築外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑤ 遊休資産(稼働を休止しているかさりでも稼働できない状態にある資産)
- ⑥ 未稼働資産(既に元成していながら未だ稼働していない資産)
- ⑦ 改良費(資本的支出)
- ⑧ 赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却している資産
- ⑩ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けていられる資産(リース資産、レンタル資産)
- ⑪ 従業員の福利厚生施設(社宅・寮等)の構築物、器具備品

【申告の対象となりない資産】

- ① 地動車税・軽自動車税の課税対象となるべきものの(小型フオーリフト・コンバインなど)
- ② 獲業権や特許権などの無形減価償却資産
- ③ 繰延資金(開業費、開発費、負担金)
- ④ 耐用年数が1年末満または取得価格が10万円未満の資産のうち、税務(会計上)で一時に損金に算入しえるもの
- ⑤ 取得価格が20万円未満で、税務(会計上)3年間で一括償却しえるもの
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第77条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満のもの(地方税法施行令第49条ただし書)

【申告期限】

令和8年2月2日(月)

【申告書の提出方法】

役場へ持参、もしくは郵送にて提出して下さい。

また、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告がご利用いただけます。
【申告書等の様式について】
 昨年度、町様式で申告(紙申告)をされた方に入手、もしくは町ホームページからダウンロードして下さい。

【提出・問い合わせ先】

住民生活課税務班 電話 76-22115

住宅耐震事業のパネル展示について

本町では、地震発生時の住宅倒壊等による被害を軽減する目的で、木造住宅耐震化を行つ方に対して、次とおり費用の一部を助成し、住宅耐震対策を支援しておれます。

- ① 耐震診断の実施 無料
- ② 耐震設計への補助上限 165万円
- ③ 耐震改修への補助上限 30万円

※さらに、既往家を終住者等へ貸し出す場合には、改修費用として270万円を上乗せします。

については制度の理解を深め、耐震化事業を啓発するため、パネルを展示しますので、お近くにお越しの際はぜひ、お立ち寄りください。

- 【期間】 1月23日(金)～2月18日(水)
- 【場所】 プラチナセンター玄関ロビー
- 【問い合わせ先】 建設課 76-22091-1



障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にお相談ください。

なお、相談は事前予約制となりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】1月16日(金)午後1時～午後3時

【場所】本山町役場1階 もみやまホール

[対象者]

○障害や病気のある方

- ・一般企業への就職を目指す方

- 障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

[問い合わせ・予約先]

障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」
電話0880-8114-111

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談委員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしております。相談は、毎月第3木曜日に町役場で開催されます。行政相談所で受け付けています。お気軽にお相談ください。

【日時】1月22日(木)午前10時から正午

【場所】役場1階 もみやまホール

【行政相談委員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-1111111

機器の更新作業に伴い ケーブルテレビ放送が一時的に 視聴できません

本山町では、平成21年度から土佐町と協同で整備・運用しているテレビ放送設備について、老朽化・災害対応強化等を目的とした機器の更新作業を実施します。

つきましては町内で光回線を利用してケーブルテレビを視聴している家庭において、左記の期間でケーブルテレビ放送が一時的に視聴できなくなります。視聴者の皆様には大変不便をおかけしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申上げます。

[作業について]

①令和8年1月19日(月)～1月23日(金)

午前の8時～午後5時
放送の視聴ができなくなる時間(数分間)が数回発生

②令和8年2月3日(火)、2月10日(火)
2月11日(水)、2月17日(火)
2月18日(水)、2月19日(木)

午前8時～午前の8時
放送の視聴ができなくなる時間(1時間程度)が断続的に発生

[対象地区]

土佐町・本山町全域

[影響範囲]

地上波テレビ放送、衛星放送

【問い合わせ先】総務課 電話 76-1111111

多重債務に陥りないために

「無計画な借り入れが招く多重債務」

スマートフォンで手軽に借り入れの申し込みができる時代ですが、多重債務に陥らないために本当に借金までして貰いたいものなのか、最後まで遅れる「ひたな返済していくのか、よく検討しましょ。借りたお金には利息がかかります。金利が法律で定めた上限を超えていないか、借り入れ時に必ず確認してください。

消費者金融は、限度額内で繰り返し借り入れができるようになりますことからなりません。借り入れを繰り返すにつれて借金をしていくという感覚が鈍って慢性的な借金状態となり、返済のために何かの消費者金融から借りて借り入れて結果的に多重債務に陥ってしまうことがあります。

金銭問題を抱えると、気分が落ち込む、やる気が出なくなったりの抑うつ状態や、借金の額を直視したくないといった現実逃避などにより問題解決のための行動を超えることがあります。放置してはいけません。返済困難な状況になった場合は、勇気を出し専門機関や行政などに相談してみてください。ギャンブルやゲームなどの依存による多重債務問題については、医療機関への相談も必要となる場合があります。

★困ったときに、心配なことがあれば迷わず消費者ホットライン 1800(こわや)に相談を!

[問い合わせ先]

まちづくり推進課 電話 76-331111

※12月17日発行の行政連絡記事の再掲です